

## 二 組合側の主張

（一）年賃額を六拾一（算來此番）より會計より請合せ

（二）百元の扶養費の増加を支給せしめ

（三）算來の管賃員が足らず一日營業終了後正午迄休憩せしめ

（四）底金の賃金賃料賃金支拂うに會計直轄部もせ

（五）正職式の題目を遅延せしめ

（六）一日小食取扱機器賃合賃金並み會計直轄部賃料小販会員小口販賣部の差額

（七）小食取扱機器賃合賃金並み會計直轄部賃料小販会員小口販賣部の差額

法財人協調會福岡出張所

法財人協調會福岡出張所

組合長は直ちに配達部會を開催し協議の結果左の二項を決議せり

1、直轄制の反対

2、宅扱係員減員反対

## 三 組合の會社訪問

六月二日組合長外二名の代表は『社長野見山勝雄と會見し前記二項を提出し折衝したるも纏らず

六月八日第二回の會見にて會社側妥協案を提示したるも組合側は直轄制反対を堅持し解決に至らず

六月十五日第三回の會見をなしたる處相方解決を希望して態度軟化し互譲的に折衝を進めたる結果左の條件にて和解せり

## 四 解決條件